

注：

本資料はDeloitte & Touche LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。



## iGAAP in Focus

### 欧州サステナビリティ報告

#### EFRAGが欧州サステナビリティ報告基準の改正案を欧州委員会に提出

## 目次

### 背景

### ESRS改正案の構造

### 改正ESRS 1案 全般要求事項

### 改正ESRS 2案 全般開示事項

### トピック別ESRSの改正案

### 次のステップ

### 詳細情報

詳細については、次のWebサイトを参照してください。

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)

[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

この「iGAAP in Focus」では、2025年12月3日にEFRAGが欧州委員会（EC）に技術的助言として提出された欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の公開草案について説明します。

- EFRAGは、2023年に最初に発行されたESRSに対する改正案を欧州委員会（EC）に提案しました。
- EFRAGがESRS改正案の基本的な構造を維持することを決定する一方で、ESRSは、結果として得られるサステナビリティ・ステートメントの読みやすさと簡潔さを向上させることを目的として簡素化されました。
- 提案された簡素化の内容は次を含みます。
  - 情報の適正な表示（Fair presentation）と意思決定の有用な（useful）情報の強調
  - ダブル・マテリアリティ評価（DMA）の要求事項の簡素化
  - バリュー・チェーンにおける直接取得するデータを優先することの撤廃、負荷軽減措置、プロポーショナリティメカニズムと、段階的措置の導入
  - 特に方針（policies）、行動（actions）、目標（targets）に関する記述的開示について、より原則主義的な要求事項、およびサステナビリティ事項の管理方法に焦点を当てた情報の表示方法についてのより高い柔軟性
  - 必須のデータポイントの名目上61%の削減、およびすべての任意の開示要件の削除
  - 国際サステナビリティ基準審議会の基準（ISSB基準）との相互運用可能性（適正な表示および予想される財務的影響との関連を含む）のさらなる考慮
- 次のステップとして、ECはEFRAGからの技術的助言を検討しますが、技術的助言とは異なる改正版ESRSを採用する可能性があります。

## 背景

2025年2月、欧州委員会（EC）は、企業のサステナビリティ報告とデュー・デリジェンスに関する報告負担を大幅に軽減することを目的としたいくつかの法規制（「オムニバスプロポーザル」）を提案しました。オムニバスプロポーザルの詳細については、Deloitteの「[iGAAP in Focus](#)」をご参照ください。

オムニバスプロポーザルには、2023年12月に[EU官報](#)に掲載された委任法により発行された、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）（「ESRS 第1セット」）の改正に関するコミットメントが含まれていました。2025年3月、ECはEFRAGに対し、ESRSの簡素化に関する技術的助言を提供するよう要請しました。2025年7月、EFRAGはESRS改正に関する提案を記載した[公開草案](#)を公表しました（2025年7月版ED）。コメント期間は2025年9月に終了しました。

2025年12月3日、EFRAGは、以下の文書を含む最終的な技術的助言（以下「ESRS改正案」という）をECに提出しました。以下の文書は、EFRAGウェブサイト（[こちら](#)）で入手可能です。

- EFRAGからECへの書簡
- 簡素化されたESRS改正案の12基準
- 附属書II—略語のリストと用語集
- 簡素化されたESRS改正案および附属書IIのマークアップ版
- ファクトシート。

EFRAGは、結論の根拠と費用対効果について、今後最終決定と査閲を行い、2025年12月末までに提供する予定となっています。

## Observation

ESRS改正案には、ESRSの改正と簡素化に関するEFRAGの技術的助言が含まれています。ESRS改正案には、ESRSの下でどの企業がどの報告期間から報告する必要があるかについてのガイダンスは含まれていません。これらの問題および他のEU法から生じるデュー・デリジェンス要求事項ならびに開示情報などの検討事項は、オムニバスプロポーザルの一部であり、EU立法プロセスの下で未だ最終決定されていません。新しい要求事項が発効するまで、「Wave 1」の企業（すなわち、2024年1月1日より開始する期間から企業サステナビリティ報告指令（CSRD）を適用することが義務付けられている企業）は、ECによって採択されたESRSセット1を適用する必要があります。これらの企業に救済措置を与えるため、ECは2025年7月に[委任法令](#)（「応急措置（Quick Fix）」委任法令）を採択し、2024年に利用可能だった経過措置を2025年および2026年の報告においても維持し、場合によっては延長するものとしました。委任法令は、2025年1月1日以降に開始する報告年度に適用されます。

詳細については、IAS Plus（[こちら](#)）をご参照ください。

## ESRS改正案の構造

ESRS改正案は、相互に補完、作用することを目的とした2つの基準カテゴリーを引き続き使用します。

- 以下に適用される要求事項をカバーするクロスカッティング基準：
  - CSRDによって改正されたEU会計指令の下で、企業がサステナビリティ関連情報を作成し、表示する際に遵守すべき全般要求事項（改正ESRS 1案）
  - 活動分野にかかわらずすべての企業（すなわちセクター共通）およびサステナビリティピック全体に適用される全般開示事項（改正ESRS 2案）
- セクター共通の視点から特定のサステナビリティピックをカバーするトピック別基準。

セクター別基準は、ECがオムニバスプロポーザルにおいて今後それらを採択する予定はないと表明したこと受けて、構造に含まれていません。

ESRS改正案のフルセットは、次のように構成されています。

クロスカッティング	ESRS 1 全般要求事項	ESRS 2 全般開示事項				
環境	ESRS E1 気候変動	ESRS E2 汚染	ESRS E3 水と海洋資源	ESRS E4 生物多様性と生態系	ESRS E5 資源利用と循環型経済	
社会	ESRS S1 自社従業員	ESRS S2 バリュー・チェーンの労働者	ESRS S3 影響を受ける地域社会	ESRS S4 消費者・最終利用者		
ガバナンス	ESRS G1 企業行動					

略語のリストと用語集は、ESRSの改正案とともに公表されています。

#### Observation

CSRDは、企業がマネジメントレポートの専用セクションに含めることを義務付けられているサステナビリティ情報（ESRSに従って作成）を定めています（ESRS改正案では、この一連の情報を指す用語として「サステナビリティ・ステートメント」を使用しています）。企業は、そのバリュー・チェーンに関する情報や、短期、中期または長期の時間軸を含む、定性的、定量的、将来的、遡及的な情報を提供する必要があります。提供される情報は、ダブル・マテリアリティ原則の適用を受け、ダブル・マテリアリティ原則はサステナビリティ事項に対する企業のインパクトおよびサステナビリティ事項が企業の発展、業績および地位にどのように影響を与えるかを理解するために必要な情報開示を要求しています。

ESRS 1の改正案は「Wave 1」企業に対して、段階的措置の規定を定めています。これには開示要求や、省略可能またはサステナビリティ・ステートメント作成の初年度には適用とならない様々なESRS改正案の開示要求のデータポイントが含まれております（下記の[改正ESRS 1案-段階的導入される開示要求](#)を参照）。

#### ESRS 第1セットとの主な変更点

2023年に採択され、「Wave 1」の企業によって適用されている現行のESRS 第1セットと、EFRAGによって改正され、技術的助言としてECに提出されたESRS改正案との主な相違点は以下の通りとなっています。

- 包括的原則として、情報の重要性がより強調されています
- ダブル・マテリアリティ評価の要求事項は簡素化され、企業が「トップダウン」アプローチを採用することを明確に認めています
- ESRSの目的には、適正な表示の原則が明示的に含まれています
- 必須の（「shall」）要求事項は、それらを簡素化する目的で再検討されました。これらは基準の本文に示されています
- 適用要件（Application Requirements ; AR）は縮小および簡素化され、関連するセクションまたは開示要求とともにボックス形式で示されています
- 任意の（「May」）開示要件は、ESRS改正案では削除されました。一部の任意の開示要件は、独立した「強制力のないガイダンス」（Non-Mandatory Illustrative Guidance）に移行される予定となっており、ECへ提出された改正案には含まれていませんが、今後EFRAGによってさらに開発される予定です
- 方針、行動、目標に関するESRS 第1セットに定められた最低開示要求は、情報の重要性への焦点を支援する目的で、全般開示事項として再配置されました
- トピック別基準が簡素化されました。ガバナンス、戦略、インパクト、リスクおよび機会の管理に関する多くの追加の開示要件について、削除されたか、または全般開示事項の下で対応されています
- 任意のエグゼクティブ・サマリーを含め、情報のより柔軟な表示方法が導入されました
- 「過度なコストや労力」に関連するもの等、さらなる救済措置が導入されました。救済措置は、応急処置（Quick Fix）委任法令を反映しています
- EFRAGは、ISSB基準との相互運用可能性を強化する機会を特定しました。ISSB基準（SASB基準を含む）およびグローバル・レポート・イニシアティブ（GRI）のセクター基準への参照が、企業固有の情報を特定するためのガイダンスの情報源として含まれています

## 改正ESRS 1案「全般要求事項」

### 目的

ESRS改正案は、CSRDによって修正されたEU会計指令に従って企業が開示を要求されるサステナビリティ情報を特定しています。ESRS改正案は、企業に対し、人々および環境に対する重要性がある企業のインパクト、ならびに企業の重要性があるサステナビリティ関連リスクおよび機会（合わせて、「インパクト、リスクおよび／または機会」）に関する情報を開示することを要求しています。この2つの視点での報告がダブル・マテリアリティ原則です。

ESRS改正案に従って作成されたサステナビリティ・ステートメントの目的は、企業のサステナビリティ関連のすべての重要性があるインパクト、リスクおよび機会、ならびに企業がそれらをどのように管理しているかを適正に表示することです。ESRSのサステナビリティ・ステートメントはガバナンス、戦略（財務的影響を含む）、方針と行動を通じたインパクト、リスクおよび機会の管理、ならびに指標および目標をカバーしています。

ESRS改正案は、以下のような一般目的サステナビリティ・ステートメントの利用者にとって有用な情報を開示することを企業に要求しています。

- 既存および潜在的な投資家、金融機関、および資産運用会社、信用機関、保険会社を含むその他の債権者など、一般目的財務報告書の主要な利用者
- 企業のビジネスパートナー、労働組合および社会的パートナー、市民社会および非政府組織など、一般目的サステナビリティ・ステートメントのその他の利用者。

改正ESRS 1案は、起草規則を説明し、企業の重要性があるインパクト、リスクおよび機会を特定し、報告すべき情報を準備し表示するための全般的な要求事項を定めています。また、サステナビリティ・ステートメントの作成の基礎となる全般的な要求事項を定めています。

### 2025年7月版公開草案からの主な変更点

EFRAGは、政府、アナリスト、学者を「一般目的サステナビリティ・ステートメントのその他の利用者」のリストから除外しました。

### インパクト、リスクおよび機会

ESRS改正案では、「インパクト」とは、人々と環境に対する既に発生しているインパクトと潜在的なインパクト、正のインパクトと負のインパクトを指します。「リスク」および「機会」とは、経営成績、財政状態、キャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセスまたは資本コストに短期、中期または長期にわたり影響を及ぼす（または及ぼすと合理的に見込み得る）企業のサステナビリティ関連リスクおよび機会を指します。これらをまとめて「インパクト、リスクおよび機会」と呼びます。

### ステークホルダー

ステークホルダーとは、企業に影響を与えることができる者、または企業から影響を受ける可能性がある者として定義されています。ステークホルダーには2つの主要なグループがあります。

- 影響を受けるステークホルダー：企業の活動および企業の上流および下流のバリュー・チェーンにおける直接的および間接的なビジネス上の関係によって影響を受けるまたは影響を受ける可能性のある個人またはグループ（利用者としての市民社会、非政府組織、労働組合は、影響を受ける利害関係者の代理人となり得る）
- サステナビリティ・ステートメントの利用者：一般目的財務報告書の主要な利用者（既存および潜在的な投資家、金融機関、その他の債権者（資産運用会社、信用機関、保険会社を含む）、およびサステナビリティ・ステートメントのその他の利用者（企業のビジネスパートナー、労働組合および社会的パートナー、市民社会および非政府組織を含む）。

### 開示要求の構造

改正ESRS 1案は、ESRS改正案の全体的な構成を定めています。

改正ESRS 2案は、企業がその重要性があるインパクト、リスクおよび機会が関連するすべてのトピックにわたって全般的なレベルで報告することを要求される情報について開示要求を規定しており、次の報告分野を対象としています。

- ガバナンス
- 戦略（財務的影響を含む）
- 方針と行動を通じたインパクト、リスクおよび機会の管理
- 指標および目標

トピック別基準の改正案は、ESRS 2改正案の要求事項を補完するトピックとサブトピックを扱っており、改正ESRS 2案と同じ報告分野を反映しています。

さらに、企業は、1つまたは複数の重要性があるインパクト、リスクまたは機会に関連するトピックが、ESRS改正案ではカバーされていない、または十分な粒度でカバーされていないと結論付ける場合は、企業固有の開示（適正な表示に関する規定を考慮し、以下を参照）を提供することが要求されています。IFRS財団のセクターベースの内容またはGRIセクター基準は、企業固有の情報を開発する際の必須ではないガイダンスの情報源として参照されています。

## 適正な表示（Fair presentation）と情報の質的特性

改正ESRS 1案に規定されているとおり、適正な表示のためには、改正ESRS 1案に規定されている情報の重要性の原則および要求事項に従って、企業の重要性があるインパクト、リスクおよび機会についての関連性のある情報の開示、およびそれらの忠実な表現が要求されています。ESRS改正案を適用することにより、適正な表示を達成するサステナビリティ・ステートメントにつながります。

適正な表示のためには、企業は、改正ESRS 1案の付録Bに定義されている情報の質的特性を適用する必要があります。すなわち、

- 関連性と忠実な表現
- 比較可能性、検証可能性および理解可能性

忠実な表現を達成するために、企業は、その重要性があるインパクト、リスクおよび機会について、完全、中立的かつ正確な説明を提供することが求められます。

また、適正な表示のためには、企業は次の事項を開示することを要求されています。

- 比較可能で、検証可能かつ理解可能な情報
- ESRS改正案の適用が、企業の重要性があるインパクト、リスクおよび機会、ならびに企業がそれらをどのように管理しているかを利用者が理解するのに十分ではない場合、企業固有の情報

### Observation

適正な表示のフレームワークは、IFRS会計基準やIFRSサステナビリティ開示基準にも含まれている概念です。ESRS改正案が適正表示のフレームワークを意図しているという明示的な記述は、2025年7月の公開草案から維持されており、現在ではIFRS基準の文言とより整合的になっています。

適正な表示のフレームワークが意味することの詳細は、Deloitteの「iGAAP in Focus」に記載されています。

## マテリアリティ

### 情報の重要性

サステナビリティ・ステートメントには、重要性がある情報が含まれています。情報を省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに以下のいずれかの事項に影響を与えると合理的に見込み得る場合、情報は重要性があります。

- 一般目的財務報告書の主要な利用者が、企業への資源の提供に関連して、財務諸表およびサステナビリティ・ステートメントを含むそれらの報告書に基づいて行う意思決定
- 一般目的サステナビリティ・ステートメントのその他の利用者が、企業の重要性があるインパクト、リスクおよび機会、ならびに企業がそれらをどのように管理するかに関する、サステナビリティ・ステートメントに基づいて行う意思決定（情報に基づく評価を含む）

### 2025年7月版公開草案からの主な変更点

ESRS改正案は、改正ESRS 2案の一般的な開示情報との関連を含め、ESRS改正案の包括的な原則として、情報の重要性をより強調しています。

財務マテリアリティの記述は、「サステナビリティ関連財務開示の文脈において、情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、一般目的財務報告書の主要な利用者が、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与える（influence）と合理的に見込み得る場合には、重要性がある（material）。」と述べている、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般要求事項」とより整合的となっています。特に、EFRAGは、主要な利用者にとっての意思決定の有用性が、企業への資源の提供に関連していることを明確化しました。

意思決定の有用性は、インパクトマテリアリティについても強調されています。

## ダブル・マテリアリティ評価

マテリアリティ評価の実施は、企業が報告すべき重要性があるインパクト、リスクおよび機会、ならびに関連するトピックを特定するために必要です。企業は、ダブル・マテリアリティ評価に基づき開示すべき重要性がある情報を決定します。

ダブル・マテリアリティには、インパクトマテリアリティと財務マテリアリティという2つの側面があり、それらがどのように相互作用するかを考慮する必要があります。インパクトは、当初から財務的に重要性がある場合もあれば、企業の経営成績、財政状態、キャッシュ・フロー、資金調達へのアクセスまたは資本コストに短期、中期または長期にわたって影響を及ぼすと合理的に見込まれるようになった時点で、財務的に重要性がある状態となる場合もあります。

インパクトは、それが財務的に重要性があるかどうかにかかわらず、インパクトの観点からのみ重要性がある状態となります。

### インパクトマテリアリティ評価と財務マテリアリティ評価

インパクトマテリアリティ評価は、企業の重要性があるインパクトの特定に対応します。企業は、当該トピックが、短期、中期または長期にわたり人々または環境に対して、企業の重要性がある既に発生しているまたは潜在的な正または負のインパクトに関連する場合には、特定のトピックに関する情報をインパクトの観点から報告することが要求されます。インパクトには、企業自身の業務、上流及び下流のバリュー・チェーン（企業の製品およびサービス、ならびに上流及び下流のバリュー・チェーンにおける企業とのビジネス関係を通じたものを含む）とつながりのあるものが含まれます。ビジネス関係は、直接的な契約関係に限定されません。

既に発生している負のインパクトについては、マテリアリティはインパクトの深刻度に基づいて評価され、潜在的な負のインパクトについては、深刻度と発生可能性の組み合わせに基づいて評価されます。深刻度は、インパクトの規模、範囲、および修復不能な特徴といった要因に基づいて評価されます。人権に潜在的な負のインパクトを及ぼす場合には、インパクトの深刻さがその発生可能性よりも優先されます。既に発生している正のインパクトについては、マテリアリティはインパクトの規模と範囲に基づいて評価され、潜在的な正のインパクトについては、インパクトの規模、範囲、発生可能性に基づいて評価されます。

既に発生している負のインパクト（報告年度中に顕在化したもの）の深刻度は、報告年度中に実際に顕在化したものとして評価されます。既に発生しているインパクトには、前報告期間に発生し、当報告期間に引き続き存在するものが含まれます。その深刻度は、当報告期間に基づいて、すなわち、前期にどのように緩和されたかを考慮して評価されます。報告期間中に実現したインパクトの修復は考慮されません。

インパクトに関する情報および企業が方針および行動を通じてどのようにインパクトを管理しているかに関する情報は、企業がどれだけ効果的にインパクトを管理しているか、または対応するトピックがどれだけ効果的に規制されているかにかかわらず、利用者にとって意思決定に役立つ可能性があります。このような場合、マテリアリティ評価はこれを考慮に入れる必要があります。

潜在的な負のインパクト（将来顕在化する可能性のあるもの）の深刻度と発生可能性は、深刻度や発生可能性を効果的に低減するために実施された予防・緩和方針と行動のみを考慮して評価されます。まだ実施されていない行動や方針は考慮されません。

財務マテリアリティ評価は、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業への資源提供に関する意思決定を行う際に重要性があると考えられる情報の特定に対応します。

企業は、特定のトピックが企業に対して重要性がある財務上の影響を引き起こす場合、または引き起こすと合理的に見込み得る場合には、当該トピックに関する情報を財務マテリアリティの観点から報告することが要求されます。トピックに関連するリスクまたは機会が、企業の発展、財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセスまたは資本コストに対して、短期的、中期的または長期的に重要性がある影響を及ぼす、または及ぼすことが合理的に見込み得る場合がこれに該当します。リスクおよび機会は、過去または将来の事象から生じることがあります。

### 2025年7月版公開草案からの主な変更点

ESRS改正案は、緩和前または緩和後のインパクトの考慮に関連して、2025年7月版公開草案を修正しています。既に発生しているインパクトの深刻度は、当報告期間に基づいて評価されます。これは、前報告期間に実施された予防および緩和方針が考慮される一方で、当報告期間に実施されたインパクトの修復およびまだ実施されていないインパクトの修復は考慮されないことを意味します。

マテリアリティへの既に発生しているインパクトと潜在的なインパクトを評価するための詳細な要求事項を提供していた付録Cは維持されませんでした。

### 報告すべき情報を決定するステップ

ダブル・マテリアリティ評価を実施するに当たり、企業は、報告日において過大なコストまたは労力をかけずに利用可能な合理的かつ裏付け可能な証拠を使用します。

企業は、更なる評価を行うことなく、セクター、地域、上流および下流のバリュー・チェーンの特徴を含む戦略およびビジネスモデルの分析に基づいて、トピックまたはサブトピックに関するインパクト、リスクまたは機会に重要性があるまたは重要性がないという結論を導き出す場合があります（マテリアリティ評価に対する「トップダウン」アプローチ）。このアプローチでは、1つまたは複数のインパクト、リスクまたは機会の重要性の有無が上記の分析に基づいて明らかでない場合には、企業はそれについて特定の評価を行うことが要求されます。

また、企業はインパクト、リスクおよび機会のレベルでのみ実施されるマテリアリティ評価を用いることもできます（マテリアリティ評価に対する「ボトムアップ」アプローチ）。

## 2025年7月版公開草案からの主な変更点

ESRS改正案は、重要性があるインパクト、リスクおよび機会の特定と、報告されるトピックおよびサブトピックとの関係を説明するためのトップダウンおよびボトムアップのアプローチを強化し、明確化しました。それらは、企業がいくつかのトピックについてトップダウン・アプローチを、その他のトピックについてインパクト、リスクおよび機会のレベルでの分析と組み合わせることができます。地理または地理的状況は、評価目的に関連すると考えられるレベルに基づいて、国、地域、郡、流域、生態系またはサイトなど、異なるレベルで分析することができます。

## ESRS 2およびトピック別基準改正案に従って報告すべき情報の決定

報告される情報に関して、企業は次のことを行うことが求められています。

- 改正ESRS 2案を適用する
- 重要性があるインパクト、リスクおよび機会に関連するトピックまたはサブトピックについて、以下のアプローチを適用する
  - ESRS 2 GDR-P、GDR-A、GDR-M、GDR-Tの改正案を方針、行動、指標および目標に適用する
  - トピック別基準の特定のトピックまたはサブトピックに関連する開示要求の情報を開示する
  - 必要な場合、企業固有の情報を追加する

## デュー・デリジェンス

デュー・デリジェンスとは、企業が事業につながりのある人々および環境に対する既に発生しているおよび潜在的な負のインパクトを特定し、防止し、緩和し、修復し、終結させるプロセスです。デュー・デリジェンスは、企業の戦略、ビジネスモデル、活動、ビジネス関係、営業、調達および販売の状況の変化に対応し、またその変化を引き起こす可能性のある継続的な取り組みです。

ESRS改正案は、デュー・デリジェンスに関して行動要求を課すものではなく、また、デュー・デリジェンスの実施に関する企業の管理、経営および監督機関の役割を拡大または修正するものではありません。

企業のサステナビリティ・デュー・デリジェンス・プロセスの結果は、企業の重要性がある負のインパクトの評価に情報を提供します。

## 報告パウンダー

報告企業および自社の事業 (*own operations*)

サステナビリティ・ステートメントは、財務諸表と同じ報告企業に対するものです。親会社が連結財務諸表を作成している場合、サステナビリティ・ステートメントは、適用される会計上の要求事項にしたがって親会社およびその子会社に関するものとなります。連結レベルで報告する場合には、企業は、グループの法的構造にかかわらず、連結グループに対する重要性があるインパクト、リスクおよび機会の評価を実施することが要求されます。

## 開示の免除

CSRDは、EU域外の親会社の子会社は、親会社がESRSまたはECが同等とみなす基準に基づいて報告しており、保証意見を含む連結サステナビリティレポートが公開されている場合には、情報を開示する必要がないと規定しています。何が「同等」とみなされるかは、ECによってまだ決定されていません。

## バリュー・チェーン

企業の重要性があるインパクト、リスクおよび機会を理解し、情報の質的特性を満たすために必要な範囲で、報告される情報は企業自身の活動を超えて、上流および下流のバリュー・チェーンにおける直接的および間接的なビジネス関係を通じて企業とつながりのある重要性があるインパクト、リスクおよび機会（バリュー・チェーン情報）を対象とします。

企業は、ダブル・マテリアリティ評価の結果および上流および下流のバリュー・チェーンに関する特定の要求事項にしたがって、重要性がある上流および下流のバリュー・チェーン情報を他のESRS改正案に含めることが要求されます。

場合によっては、持分法で会計処理される関連会社または共同支配企業が、サプライヤーまたは顧客でもある場合など、株式保有関係を超えて企業の上流および下流のバリュー・チェーンの一部になることがあります。このような場合には、企業は、他の類似のビジネス関係に採用されているアプローチと整合的に、供給または顧客との関係に関する情報を開示することが要求されます。このような場合、指標を決定する際には、関連会社または共同支配企業のデータは、持株比率に限定されるものではなく、当該企業との供給または顧客との関係を通じてつながりのあるインパクト、リスクおよび機会も反映されます。

## 2025年7月版公開草案からの主な変更点

企業自身の活動の一部としてリース資産に関連するインパクト、リスクおよび機会の報告に関する要求事項が改正されました。改正ESRS 1案では、リース資産に関連するインパクト、リスクおよび機会が貸手または借手のどちらに生じるかを決定するために、リース契約の規定を用いるべきであると述べています。これは報告される情報に反映されるべきです。

### 報告期間、基準年および時間軸

企業のサステナビリティ・ステートメントの報告期間（指標の計算を含む）は、財務諸表の報告期間と一致します。基準年は、情報が入手可能であり、その後の情報を経時的に比較できる過去の基準日または期間です。

サステナビリティ・ステートメントを作成する際、企業は報告期間の末日時点で以下の時間分類を適用することが要求されます。

- ・ 短期の時間軸：企業が財務諸表上の報告期間として適用している期間
- ・ 中期の時間軸：短期の報告期間終了後から5年目
- ・ 長期の時間軸：5年超

定義された中長期的な時間軸を使用すると関連性のない情報となる場合には、企業は中長期的な時間軸の異なる定義を適用することができます。

### サステナビリティ情報の作成と表示

#### サステナビリティ・ステートメントの記載場所と構成

企業は、企業のサステナビリティ・ステートメントとして特定されたマネジメントレポートの専用セクション内に、ESRS改正案で要求されるすべての開示情報を表示することが求められています。企業は、サステナビリティ・ステートメントを、全般情報、環境情報、社会情報、ガバナンス情報の順に4つの部分に分けて構成することが求められており、付録または独立したサブパートを使用しても良いとされています。EUタクソノミー規則第8条にしたがって開示情報を作成する場合、サステナビリティ・ステートメントに含めることができます。マネジメントレポート内の別の付録に含めることができます。

企業は、環境、社会およびガバナンスの重要性があるインパクト、リスクまたは機会およびそれらの管理に関する主要なメッセージを含むエグゼクティブ・サマリーをサステナビリティ・ステートメントに記載することができます。このエグゼクティブ・サマリーの内容と表示は、サステナビリティ・ステートメントの不可欠な部分であり、情報の質的特性を満たすべきです。

企業は、たとえその情報に重要性がなくても、他の法規制によりサステナビリティ情報の開示が義務付けていることから生じた補足情報をサステナビリティ・ステートメントに含めることができます。また、他の基準設定主体（ISSBまたはGRIが発行する資料など）により公表された強制力のないガイダンスやセクター固有のガイダンスを含め、一般的に受け入れられている報告基準またはフレームワークからの補足情報を含めることもできます。この情報は、関連する法律、基準またはフレームワークを適切に参照して明確に特定されるべきです。

特定の利用者のデータ需要を満たすために必要な場合には、企業は、サステナビリティ・ステートメントに、重要性のない補足的な開示情報を含めることができます。そのような情報は、マテリアリティ評価の結果ではないことを明確に特定すべきです。

開示情報の要求事項で規定されている情報または特定のデータポイントは、特定の要求事項を満たしている場合、相互参照によってサステナビリティ・ステートメントに組み込むことができます。

### サステナビリティ・ステートメント作成のための救済措置

ESRS改正案は、サステナビリティ・ステートメント作成のために、2025年7月公開草案の救済措置のほとんどを維持しています。これには次のものが含まれます。

- 企業は、以下の場合に、報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を使用することが要求されます。
  - 重要なインパクト、リスクまたは機会を特定する
  - 上流および下流のバリュー・チェーンの範囲を、重要性があるインパクト、リスクまたは機会に関連して、その広さや構成を含めて決定する
  - 上流および下流のバリュー・チェーン情報を含むように情報を拡張する
  - 指標に関する情報を作成する
  - 現在および予想される財務的影響を報告する
- 企業が報告期間中に子会社または事業を取得した場合、当該子会社または事業をマテリアリティ評価およびサステナビリティ・ステートメントに含めることを翌報告期間まで延期することができます。同様に、企業が報告期間中に子会社または事業について支配を喪失した場合には、当報告期間の期首からのマテリアリティ評価および報告バウンダリーの範囲を調整することができます。
- 企業は、活動がその性質上、その指標によって表されるインパクト、リスクまたは機会の重要な要因でない場合には、指標の計算から活動を除外することができます。活動は、計算からの除外が関連性および報告される情報の忠実な表現を損なうと予想されない場合にのみ除外することができます。
- 企業が、自らの事業活動またはもしくは上流または下流のバリュー・チェーンの限定された部分についてのみ、信頼性の高い直接または見積もりデータを提供できる場合には、重要性があるインパクト、リスクまたは機会を特定したものの、対応する指標については、現時点では、報告範囲の一部またはバリュー・チェーンの一部のみに関してしか報告できないことも開示することが求められます（GHG排出量は除く）。

### つながりのある情報および企業報告の他の部分との連携

企業は、サステナビリティ・ステートメントの利用者が、報告内の異なる情報間のつながり、およびサステナビリティ・ステートメント内の情報と企業報告の他の部分で開示されているその他の情報（財務諸表を含む）とのつながりを理解できるような情報を提供する必要があります。

サステナビリティ・ステートメントに、企業の財務諸表にも記載されている金額またはその他の定量的情報が含まれている場合、企業は財務諸表を相互参照することが要求されます（「直接的なコネクティビティ」）。サステナビリティ・ステートメントに、企業の財務諸表に記載されている金額の総計または一部の金額が含まれている場合（「間接的なコネクティビティ」）、企業は、これらの金額が財務諸表に記載されている最も関連性の高い金額とどのように関連しているかを説明することが求められます。

### 2025年7月版公開草案からの主な変更点

改正ESRS 1案は、企業に対し、金額を相互参照し、および／またはそれらが財務諸表の情報とどのように関連しているかを説明することを要求しています。これは、2025年7月の公開草案では任意でした。

### 極秘情報または機密情報

適用されるEUの法令および規則が、当該情報の開示を禁止しているかまたは省略することを認めている場合には、企業はESRS改正案で要求されている定性的および定量的情報の開示が免除されます。そのために重要性がある情報を開示しない場合には、開示しない情報の種類を特定し、当該制限の源泉を説明することが求められます。

企業は、極秘情報または機密情報の省略を踏まえて、当該開示の全体的な関連性が損なわれないことを確保するために、あらゆる合理的な努力を払うことが求められます。

### 2025年7月版公開草案からの主な変更点

極秘情報または機密情報の開示からの救済措置は、極秘情報または機密情報の省略が他の適用されるEUの法令および規則によって要求または許可されるかどうかを条件としています。

### 段階的に導入される開示要求

段階的に導入される開示要求は、対応する加盟国がCSRDに移行したかどうかにかかわらず、「Wave 1」企業、すなわち2024会計年度に初めてサステナビリティについて報告する予定の企業に適用されます。

「Wave 1」の企業は、サステナビリティ・ステートメントの中で以下を省略することができます。

- 2027会計年度より前の会計年度における改正ESRS E4案および改正ESRS S2-S4案のすべての開示要求
- 2027会計年度より前の会計年度において予想される財務的影響に関するすべての情報（重要性がある物理的および移行リスクから予想される財務的影響に関する特定の情報を除く）
- 2030会計年度より前の会計年度において予想される財務的影響に関する定量的な情報（重要性がある物理的および移行リスクから予想される財務的影響に関する特定の情報を除く）
- 2030会計年度より前の会計年度における改正ESRS E2案に規定された懸念物質に関する定量的情報
- 2027会計年度より前の会計年度における改正ESRS S1案の特定の開示要求

### 2025年7月版公開草案からの主な変更点

EFRAGは、上流および下流のバリュー・チェーンに関する情報の利用可能性に対する救済措置の削除を提案しました。EFRAGは、合意の過程にあるオムニバスプロポーザルとの相互作用を考慮して、「Wave 1」企業（将来の新規報告者を含む）以外の企業に対する適切な移行的な救済措置に関する決定をECに委ねる旨のECに対する注釈を改正ESRS 1案に追加しました。したがって、改正ESRS 1案は「Wave 1」の企業に対する経過措置についてのみ規定しています。

### 改正ESRS 2案「全般開示事項」

#### 目的

改正ESRS 2案は、重要性があるインパクト、リスク、機会およびそれに関連するトピックに関する開示に関する開示要件を定めています。

#### Observation

2025年7月のEDでは、企業は、インパクト、リスク及び機会について、結果的に最も関連性の高い情報を提供できる場合には、より高いレベル（例えば、その性質や企業による管理方法に応じて）にグループ化して情報を開示することができるに言及しました。

この文言の多くは、改正ESRS 2案では維持されておらず、改正ESRS 1案では、インパクト、リスクおよび機会の性質、またはそれらの管理方法などの要因を反映して、インパクト、リスクまたは機会を忠実な表現を支援する適切な集約または分解の水準を決定することが求められています。

#### 作成の基礎

この開示要求の目的は、特定の状況において改正ESRS 1案で要求される開示情報を含め、サステナビリティ・ステートメントの作成基礎を理解してもらうことです。

企業は、次の事項を開示することが要求されます。

- サステナビリティ・ステートメントが連結ベースで作成されたのか個別ベースで作成されたのか、また、企業自身の事業の報告パウンドリーが連結財務諸表で採用しているものと異なる場合には、その差異の説明と理由
- サステナビリティ・ステートメントが企業の上流および下流のバリュー・チェーンをどの程度カバーしているかの概要

企業は、サステナビリティ・ステートメントが報告期間末日時点で適用可能なESRSに従って作成されていることを記述することが求められています。企業は、改正ESRS 1案に規定されている救済措置、オプションまたはその他の規定を、適用する際に関連して要求されている情報とともに開示することが求められます。

#### ガバナンス

企業は、次の事項を理解するための開示情報を提供することが要求されます。

- 管理、経営および監督機関の役割および責任ならびに重要性があるインパクト、リスクおよび機会を監視、管理および監督するためのプロセス、コントロールおよび手続
- 管理、経営および監督機関のメンバーに提供されているサステナビリティのトピックにリンクしているインセンティブ制度の主要な特徴

- ・サステナビリティ・ステートメントで、サステナビリティのトピックに関して適用したデュー・デリジェンス・プロセスの主要なステップが開示された箇所
- ・企業のリスク管理ならびにサステナビリティ報告に関する内部統制プロセスおよびシステム

#### 戦略

企業は、次の事項を理解するための開示情報を提供することが要求されます。

- ・重要性があるインパクト、リスクおよび機会へのエクスポート・ジャーナーとその発生源を理解するために、重要性があるインパクト、リスクおよび機会に関連し、または影響を及ぼす、企業の全般的戦略、ならびにビジネスモデル、上流および下流のバリュー・チェーンの主要な要素
- ・企業のステークホルダー・エンゲージメント、ステークホルダーの利益および意見が企業の管理、経営および監督機関の注意をどのようにして喚起しているか、ならびにどのように企業の戦略およびビジネスモデルの情報を提供しているか
- ・関連する財務的影響を含めた企業の重要性があるインパクト、リスクおよび機会とその戦略とビジネスモデルの間の相互作用

#### 2025年7月版公開草案からの主な変更点

2025年7月のEDに関するコンサルテーションにおいて、EFRAGは利害関係者に対し、企業の予想される財務的影響の開示を引き続き定量的なものとすべきか、それとも開示を定性的な情報に変更すべきかを質問しました。受領したフィードバックに基づいて、EFRAGは、定量的開示情報を引き続き要求することを決定しましたが、「Wave1」企業に利用可能な救済措置を拡大することを決定しました（[改正ESRS 1案-段階的に導入される開示要求を参照](#)）。

これは、企業の予想される財務的影響に関する定量的開示情報を要求するISSB基準との相互運用可能性を支援するものである（企業が有用な定量的情報を特定できない場合には救済措置の対象となる）。

#### インパクト、リスク、および機会管理

企業は、次の事項を理解するための開示情報を提供することが要求されます。

- ・サステナビリティ・ステートメントに記載すべき開示情報を決定する根拠として、インパクト、リスクおよび機会ならびに関連するトピックを特定し、そのマテリアリティを評価するプロセス
- ・重要性があるインパクト、リスクおよび機会に関するマテリアリティ評価の結果、ならびに改正ESRにしたがって報告された重要性がある情報
- ・人々または環境にどのように影響するかまたは影響する可能性があるかを含む、企業の既に発生しているおよび潜在的な、正および負の重要性があるインパクト、ならびにその重要性があるリスクおよび機会（関連するトピックならびにインパクト、リスクおよび機会が自社の事業および企業の上流および下流のバリュー・チェーンとどこでどのようにつながりがあるかを特定する）。

## マテリアリティ評価プロセスに関する詳細な開示要求

企業は、次の事項を開示することが要求されます。

- ・インパクト、リスクおよび機会ならびに関連するトピックを特定し、それらの重要性を評価するために企業が従うプロセスおよび意思決定ステップの簡潔な記述。これには、企業自身の業務及び上流及び下流のバリュー・チェーンを対象とするアプローチ、採用した主要な方法論、インプット及び仮定、ならびに定性的な考慮事項または定量的な閾値を含む。
- ・深刻度および発生可能性に基づいてインパクトをどのように評価し、優先順位を付けたか、予防、緩和及び是正措置をどのように検討したか、ならびに特定の活動、ビジネス関係または地域に関連して負の影響のリスクが高まっている領域をどのように検討したか。
- ・評価が企業のサステナビリティ・デュー・デリジェンス・プロセスに基づいて行われているかどうか、また、影響を受けるステークホルダーや外部の専門家と協議してインパクトを把握している場合には、そのプロセスにおいてどのように活用しているか。
- ・前報告期間と比較して、重要なプロセスの変更
- ・企業が気候変動は重要性がないと結論づけ、改正ESRS E1案のすべての開示要求を省略する場合の結論の根拠
- ・前報告期間と比較した重要性があるインパクト、リスクおよび機会に関連する変化
- ・サステナビリティ・ステートメントを作成する際に準拠した開示要求のリスト。これにより、関連する開示がサステナビリティ・ステートメントのどこに記載されているかを識別することができ、参照により組み込まれているものについては個別に明示される。
- ・企業が企業自身の事業または上流および下流のバリュー・チェーンを通じて、強制労働または児童労働に関連する重要なインパクト、リスクおよび機会とつながりがある場合、事業の種類（製造工場等）別または事業を行っている国または地域別の児童労働および強制労働に関連するインシデントのリスクの高まりへのエクスポートージャー
- ・改正ESRS 2案の付録Aに記載されている他のEU法に由来するすべてのデータポイントの表。サステナビリティ・ステートメントのどこに記載されているか、または重要性がないと判断されたデータポイントについては「重要性がない」ことを提示する。

## 方針、行動、指標および目標についての全般開示要求

### 全体の開示要求

方針、行動および目標に関する情報は、企業がその重要性があるインパクト、リスクおよび機会を管理しているレベルを理解できるようにするべきです。企業がトピックの特定の側面についてのみ方針を採用し、または行動を実施し、または目標を設定した場合には、対象となる側面を理解できるように、開示情報の作成および表示の方法にこれを反映させるべきです。企業が重要性があるインパクト、リスクおよび機会に関するトピックについて、方針、行動および目標を採用していない場合には、その旨を開示することが要求されます。

トピック別基準または企業固有の基礎にしたがって開示する場合には、企業は、次の事項に関し、方針、行動、指標および目標について、全般開示要求を適用することが要求されます。

- ・実際のおよび潜在的な重大な負のインパクトの防止、緩和および修復を管理するための、ならびに重大なリスクを管理し、または実際のおよび潜在的な重大な正のインパクトおよび重大な機会を追求するための方針および行動
- ・重要性があるインパクト、リスクおよび機会に関連して、経時的な進捗を評価するための指標および目標

### 方針の開示要求

この開示要求の目的は、実際および潜在的な負のインパクトの防止、緩和および修復に取り組み、重要性があるリスクを管理し、重要性がある機会または正のインパクトを追求するために採用された方針に対する理解を可能にすることです。

### 行動とリソースの開示要求

この開示要求の目的は、重要性があるインパクト、リスクおよび機会を管理し、該当する場合には関連する方針の目的を達成するために、実施されたまたは計画されている企業の主要な行動を理解できるようにすることです。

### 指標に関する開示要求

この開示要求の目的は、企業が指標に関する開示を作成することを支援することです。

## 目標の開示要求

この開示要求の目的は、人々、環境または企業に対して期待される成果の観点から定義された目標を企業がどのように設定するかについての理解を提供すること、重要性があるインパクト、リスクおよび機会に関連して、企業が方針および行動の有効性をどのように追跡するかについての理解を提供すること、ならびに、採用した目標に対する全体的な進捗および有効性についての経時的な理解を提供することです。これには、進捗が関連する行動計画と整合しているかどうか、行動計画に関連する重大な事実および状況が目標の達成に影響を及ぼすかどうかが含まれます（該当する場合）。

## トピック別ESRSの改定案

サステナビリティ・ステートメントは、トピックが重要性があるインパクト、リスクおよび機会に関連する場合には、改訂ESRS 1案に記載されているすべての報告分野を網羅する、トピック別ESRSの改定案で要求される情報を含めることが求められます。トピック別基準改定案の目的は、改訂ESRS 1案と改訂ESRS 2案のクロスカッティング基準を実施および補完する、報告分野に関連する情報を提供する開示要求を定めることです。

### 改訂ESRS E1案「気候変動」

改訂ESRS E1案は、気候変動に関連する開示要求、特に以下のサブトピックに関して規定しています。

- 気候変動の緩和
- 気候変動への適応
- エネルギー

気候変動の緩和は、パリ協定および欧州気候法の目的に沿って、世界平均気温の上昇を産業革命前の水準から1.5°Cに制限する企業の努力に関連します。改訂ESRS E1案は、企業のGHG排出量への取り組み方に関連する開示要求を対象としています。また、企業がGHG排出量にどのように対処しているかについての開示要求と、関連する移行リスクについても取り上げています。

気候変動への適応は、実際のおよび予想される気候変動の影響に対する企業の適応プロセスに関連します。改訂ESRS E1案は、企業の物理的な気候リスクにつながる場合のある気候関連の危険性と、これらのリスクを削減するための適応策に関連する開示要求を対象としています。また、気候関連の危険性への必要な適応から生じる移行リスクも対象とします。

エネルギーに関する開示要求は、エネルギーの生産と消費のすべてのタイプを対象としています。

#### Observation

企業の気候変動緩和のための移行計画は、単独の計画として策定することも、緩和と適応の両側面を含む、より広範な移行計画に組み込むこともできます。企業の移行計画が適応も対象としている場合、開示情報はその事実を明記し、提供された情報を相互参照する必要があります。

改訂ESRS E1案では、企業がシナリオ分析を行うことは任意であることを確認しています。ただし、気候レジリエンスの評価を目的としてシナリオ分析を用いる場合には、企業は、実施した分析に関する情報およびその結果が、気候関連のリスクに対する企業の潜在的な対応にどのように影響するかについての情報を開示しなければなりません。

2025年7月の公開草案（ED）と同様に、改訂ESRS E1案におけるGHG排出量の測定に用いられるパウンダリーはGHGプロトコルと整合していますが、既定のパウンダリーは連結財務諸表となっており、財務支配力アプローチの適用が求められています。一方で、特定の事実や状況により、報告された情報が報告パウンダリー外にある運用資産から発生する排出を十分に把握できない場合には、改訂ESRS E1案は、経営支配力アプローチに従って、スコープ1およびスコープ2のGHG排出の追加の開示情報を求めています。

### 改訂ESRS E2案「汚染」

改訂ESRS E2案は、汚染に関連する開示要求、特に以下のサブトピックに関して規定しています。

- 大気汚染、水質汚染、土壤汚染
- マイクロプラスチック
- 懸念物質（非常に高い懸念物質を含む）。

大気汚染、水質汚染および土壤汚染は、大気、水および土壤への企業の排出ならびにそのような排出の防止、コントロール、および削減を参照しています。水への排出は、淡水および海水への排出を含みます。

非常に高い懸念の物質を含む懸念のある物質に関する開示要求は、関連する既に発生しているまたは潜在的なインパクトについての理解を利用者に提供するための開示要求を定め、また、それらの製造、使用、流通および商業化に対する可能性のある制限を考慮します。

#### 改正ESRS E3案「水と海洋資源」

改正ESRS E3案は、水に関連する開示要求、特に以下のサブトピックに関して規定しています。

- 以下を含む水の使用：

- 取水
- 水消費
- 排水
- 貯水。

「水」という用語は、淡水および地表水、地下水、海水、製造水および第三者水などの異なる水源からの他の種類の水を指します。

#### 改正ESRS E4案「生物多様性と生態系」

改正ESRS E4案は、生物多様性と生態系に関連する開示要求、特に以下の密接に関連するサブトピックに関して規定しています。

- 生物多様性と生態系変化の要因
- 種の状態
- 陸上、淡水、海洋の生態系の状態と範囲
- 生態系サービス

「生物多様性（biodiversity）」および「生物間の多様性（biological diversity）」という用語は、陸上生態系、淡水生態系、海洋生態系およびその他の水生態系ならびにそれらが構成する生態学的複合体を含むすべての発生源からの生物間の多様性を指します。

#### Observation

改正ESRS E4案では、昆明・モントリオール世界生物多様性枠組で掲げられている生物多様性の損失の阻止と回復という世界的目標に貢献するため、ビジネスモデルや戦略を転換するための生物多様性および生態系の移行計画を策定し、その計画の主要な内容（例えば、自社ウェブサイトや報告書などの公にアクセス可能な手段を通じて）を公表している場合、その内容を開示することが求められています。

生物多様性は、例えば気候変動への対応など、企業のより広範な移行計画の一部として位置づけることもできます。

#### 改正ESRS E5案「資源利用と循環型経済」

改正ESRS E5案は、資源利用と循環型経済に関連する開示要求、特に以下のサブトピックに関して規定しています。

- 資源流入
- 製品およびサービスに関連する資源流出
- 廃棄物に関連する資源流出

#### 改正ESRS S1案「自社従業員」

改正ESRS S1案は、自社の従業員に関連する開示要求、特に以下のサブトピックに関して規定しています。

- 労働条件（適切な賃金、ワークライフバランス、労働時間、安定した雇用、社会保障を含む）
- 社会対話、結社の自由、労使協議会、労働者の参加権、団体交渉
- 安全衛生
- 研修・能力開発
- 多様性と平等な待遇（男女平等、同一労働同一賃金、雇用と障害者のインクルージョン、非差別、ハラスメント防止を含む）
- その他の労働関連の人権（児童労働、強制労働、プライバシー、適切な住居を含む）。

自社の従業員には、企業と雇用関係にある人々（「従業員」）および企業自身の労働力の非従業員が含まれます。非従業員とは、労働力を供給する企業と契約しているもの（「自営業者」）または主として「雇用活動」に従事する報告企業から提供されるものを指します。

改正ESRS S1案に基づく非従業員に関する情報は、適用される労働法に基づく地位に影響を及ぼすものではありません。改正ESRS S1案は、企業の上流または下流のバリュー・チェーンにおける労働者を対象としていません。これらの労働者は改正ESRS S2案の対象となっています。

#### 改正ESRS S2案「バリュー・チェーンの労働者」

改正ESRS S2案は、バリュー・チェーンの労働者に関する開示要求、特に改正ESRS S1案と同じサブトピックに関して規定しています。

改正ESRS S2案は、企業によって重要な影響を受けているかまたは受ける可能性のある、企業の上流および下流のバリュー・チェーンのすべての労働者を対象としており、このような影響は企業自身の業務または上流および下流のバリュー・チェーンとつながりがある場合があります。これには、企業の製品またはサービス、ならびに企業とのビジネス関係とつながりのある影響が含まれます。改正ESRS S2案は、改正ESRS S1案で定められている「自社従業員」の適用範囲に含まれない労働者が含まれます。

#### 改正ESRS S3案「影響を受ける地域社会」

改正ESRS S3案は、影響を受ける地域社会に関する開示要求、特に以下のサブトピックに関して規定しています。

- ・ 地域社会の経済的、社会的および文化的権利（土地関連の影響、安全保障関連の影響、十分な住居および食料、水ならびに衛生を含む）
- ・ 地域社会の市民的・政治的権利（表現の自由、集会の自由、人権擁護活動家への影響を含む）
- ・ 先住民族の権利（自由、事前の情報に基づく同意、自己決定、文化的権利を含む）。

#### 改正ESRS S4案「消費者・最終利用者」

改正ESRS S4案は、消費者および／または最終利用者に関する開示要求、特に以下のサブトピックについて規定しています。

- ・ 消費者や最終利用者に対する情報関連の影響（プライバシー、情報へのアクセス、表現の自由を含む）
- ・ 消費者および／または最終利用者の身体の安全（健康と安全、子どもの保護、人の安全を含む）
- ・ 消費者および／または最終利用者の社会的包摂（製品とサービスへのアクセス、責任あるマーケティング慣行、無差別を含む）。

#### 改正ESRS G1案「企業行動」

改正ESRS G1案は、企業行動に関する開示要求、特に以下のサブトピックに関して規定しています。

- ・ 腐敗・贈収賄防止、内部告発者の保護、動物愛護などの企業文化
- ・ 支払い慣行、特に中小企業（SME）への支払い遅延を含む供給者との関係の管理
- ・ ロビー活動を含む政治的影響力

#### 次のステップ

ECは、ESRSを修正する委任法案を採択する際に、EFRAGの技術的助言を考慮します。ECは、技術的助言とは異なるESRS改正案を採択する可能性があります。

ECは、遅くともオムニバスプロポーザルの発効後6ヶ月以内に、必要な委任法を採択することを目指しています。このスケジュールは、2027会計年度に改正された基準を適用する企業に間に合うようにESRSを委任法として採択することを可能にする目的として設定されています（2026会計年度に自主的に適用するオプションを含む可能性もあり）。

## Further information

If you have any questions about the consultation, please speak to your usual Deloitte contact or get in touch with a contact identified in this 「iGAAP in Focus」

The Deloitte Accounting Research Tool (DART) is a comprehensive online library of accounting and financial reporting literature. [iGAAP on DART](#) allows access to the full IFRS Standards, linking to and from:

- Deloitte's authoritative, up-to-date, iGAAP manuals which provide guidance for reporting under IFRS Standards
- illustrative financial statements for entities reporting under IFRS Accounting Standards.

In addition, our [sustainability reporting](#) volumes of iGAAP provide guidance on disclosure requirements and recommendations which businesses must consider in light of the broader environmental, social and governance matters which can significantly drive the value of an entity.

To apply for a subscription to iGAAP on DART, click [here](#) to start the application process and select the iGAAP package. For more information about iGAAP on DART, including pricing of the subscription packages, click [here](#).

## Key contacts

### Global IFRS and Corporate Reporting Leader

Veronica Poole

[ifrsglobalofficeuk@deloitte.co.uk](mailto:ifrsglobalofficeuk@deloitte.co.uk)

### IFRS Centres of Excellence

#### Americas

Argentina	Fernando Lattuca	<a href="mailto:arifrscoe@deloitte.com">arifrscoe@deloitte.com</a>
Canada	Karen Higgins	<a href="mailto:ifrsca@deloitte.ca">ifrsca@deloitte.ca</a>
Mexico	Kevin Nishimura	<a href="mailto:mx_ifrs_coe@deloittemx.com">mx_ifrs_coe@deloittemx.com</a>
United States	Magnus Orrell Ignacio Perez	<a href="mailto:iasplus-us@deloitte.com">iasplus-us@deloitte.com</a> <a href="mailto:iasplus-us@deloitte.com">iasplus-us@deloitte.com</a>
Asia-Pacific	Shinya Iwasaki	<a href="mailto:ifrs-ap@deloitte.com">ifrs-ap@deloitte.com</a>
Australia	Anna Crawford	<a href="mailto:ifrs@deloitte.com.au">ifrs@deloitte.com.au</a>
China	Mateusz Lasik	<a href="mailto:ifrs@deloitte.com.cn">ifrs@deloitte.com.cn</a>
Japan	Kenichi Yoshimura	<a href="mailto:ifrs@tohmatsu.co.jp">ifrs@tohmatsu.co.jp</a>
Singapore	Lin Leng Soh	<a href="mailto:ifrs-sg@deloitte.com">ifrs-sg@deloitte.com</a>

#### Europe-Africa

Belgium	Thomas Carlier	<a href="mailto:ifrs-belgium@deloitte.com">ifrs-belgium@deloitte.com</a>
Denmark	Søren Nielsen	<a href="mailto:ifrs@deloitte.dk">ifrs@deloitte.dk</a>
France	Aude Pinon	<a href="mailto:ifrs@deloitte.fr">ifrs@deloitte.fr</a>
Germany	Jens Berger	<a href="mailto:ifrs@deloitte.de">ifrs@deloitte.de</a>
Italy	Massimiliano Semprini	<a href="mailto:ifrs-it@deloitte.it">ifrs-it@deloitte.it</a>
Luxembourg	Jeremy Pages	<a href="mailto:ifrs@deloitte.lu">ifrs@deloitte.lu</a>
Netherlands	Henri Venter	<a href="mailto:ifrs@deloitte.nl">ifrs@deloitte.nl</a>
South Africa	Nita Ranchod	<a href="mailto:ifrs@deloitte.co.za">ifrs@deloitte.co.za</a>
Spain	José Luis Daroca	<a href="mailto:ifrs@deloitte.es">ifrs@deloitte.es</a>
Sweden	Fredrik Walmeus	<a href="mailto:seifrs@deloitte.se">seifrs@deloitte.se</a>
Switzerland	Nadine Kusche	<a href="mailto:ifrsdesk@deloitte.ch">ifrsdesk@deloitte.ch</a>
United Kingdom	Linda Riedel	<a href="mailto:deloitteifrs@deloitte.co.uk">deloitteifrs@deloitte.co.uk</a>

## サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

# Deloitte. トーマツ。 デロイト トーマツ

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイトアジアパシフィックリミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイトトーマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイトトーマツ、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Globalならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しますが拘束されることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーフームならびに関係法人は、自らの行為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の行為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイトアジアパシフィックリミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーフームです。デロイトアジアパシフィックリミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける100を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアランブルー、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリ、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバーバス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・默示を問いません）をするものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーフーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301